平成２４年（フ）第６６号
北九州市小倉南区徳力団地65番202号
債務者　山下　美鈴
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８号
北九州市門司区稲積１丁目９番３号
債務者　髙木　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７号
北九州市小倉南区大字新道寺723番地２　101
債務者　川原　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８号
北九州市八幡西区瀬板１丁目７番22号
債務者　野﨑　民子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９１号
福岡県遠賀郡岡垣町東高倉２丁目13番２号
債務者　吉田　　惠
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９９号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目２番６号　緑荘７号室
債務者　濱瀉　　進
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１号
熊本市南高江１丁目６番57号
債務者　坂谷　直江
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１０号
熊本市龍田陳内２丁目１番64号　グランパルＵＥＤＡ102号
債務者　井芹　博之
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第６３号
熊本市城南町隈庄333番地59
債務者　渡邊　有紀
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０３１号
神戸市北区道場町日下部731番地の６　シャトレ小竹Ⅲ102号、従前の住所神戸市北区藤原台中町７丁目２番20―102号
債務者　佐々木奈緒（旧姓田端）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３５号
兵庫県三田市富士が丘２丁目６番地10
債務者　野々垣千佳世
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６０号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番２―201号
債務者　辻本　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６号
神戸市長田区細田町７丁目１番30―1007号
債務者　正井　順子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
熊本県菊池市泗水町吉富205番地97
債務者　木村　里美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９０２号
名古屋市西区中小田井４丁目159番地　ユーハウス中小田井５Ｂ号
債務者　川瀬　大介
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
北九州市小倉南区下城野１丁目９番30―602号
債務者　森　　夏美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目19番30号
債務者　川上　京子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２号
北九州市八幡東区祇園３丁目３番４号
債務者　伊賀崎ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部